

(平成22年7月28日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認京都地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	16 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	10 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	16 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	7 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年1月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年1月から同年12月まで
② 昭和55年1月から56年4月まで
③ 昭和58年4月から63年9月まで

申立期間①については、昭和50年3月にA県に移転し、姉夫婦が立ち上げた会社を手伝っていたが、厚生年金保険に加入していなかったため、姉が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料の納付は、姉夫婦の保険料と一緒に納付してくれていた。申立期間②及び③については、妻が保険料を納付していた。申立期間が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

なお、「給与所得者の保険料控除申告書」及び「所得税源泉徴収簿」を提出する。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立期間の国民年金保険料と一緒に納付していたとする申立人の姉夫婦は、納付済みであることがオンライン記録により確認できる上、申立人が提出した昭和54年分の「給与所得者の保険料控除申告書」の社会保険料控除欄には「国民年金40950円」と記載されており、この金額は当該年分の保険料額と大きな差異は無いことから、申立期間の保険料については納付されたものとみても不自然ではない。

一方、申立期間②及び③について、申立人は、その妻が夫婦の国民年金保険料を納付し、申立期間②については、昭和55年分の「給与所得者の保

険料控除申告書」及び「所得税源泉徴収簿」の写しを関連資料として提出している。

しかしながら、申立期間②について、上記の関連資料には、国民年金保険料が計上されていない上、A県B市の「年度別納付状況リスト」では未納とされており、このことはオンライン記録とも一致する。

また、申立期間③について、申立人は、昭和56年4月にB市からC市D区へ転入していることが戸籍の附票により確認できるが、特殊台帳の「変更後住所欄」には、当該住所地は記載されていない上、B市の上記納付状況リストに「フザイ」と記載されていること、及びオンライン記録においても平成21年1月まで不在被保険者扱いになっていたことが確認できることから、申立人の国民年金に係る住所変更届が行われていなかったものと推認され、申立期間の保険料は納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人の妻又は申立人が申立期間②及び③の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和53年1月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 4 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 11 月から 59 年 3 月まで

私の国民年金については、昭和 57 年 11 月ごろ区役所の職員の勧めにより、父親が加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれたはずであり、申立期間が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付していることが確認でき、申立期間の保険料を納付していたとする申立人の父親は、昭和 36 年 4 月から満額の老齢基礎年金の受給資格期間を満たす保険料をすべて納付していることが確認できることから、保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間のうち、昭和 58 年 4 月から 59 年 3 月までについて、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、同年 4 月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、このころ国民年金に加入したものと推認され、当該期間は現年度保険料として納付できるものの、A 市が国民年金の加入状況、保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストにより未納とされていることから、当該期間の保険料を納付するには過年度納付によることとなるが、申立人の特殊台帳の昭和 58 年度の摘要欄には、納付の申出により発行されたものとみられる「納付書」の押印が有ることが確認できるこ

とから、この納付書により当該期間の保険料を過年度納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立期間のうち、昭和 57 年 11 月から 58 年 3 月までについて、申立人は、57 年 11 月ごろに国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張している。

しかしながら、上記の A 市の国民年金収滞納リストでは、当該期間について申立人は掲載されておらず、A 市は当時、申立人を国民年金の被保険者として管理していなかったものと考えられる。

また、申立人の両親又は申立人が当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 4 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月から50年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月から50年9月まで

私は、昭和40年に妻と一緒に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付した。その後、41年から勤めた会社を45年に辞めてからも、妻の保険料と一緒に納付書で納付したはずである。申立期間が未納となっていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和49年4月から50年3月までについて、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、40年11月に夫婦連番で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人夫婦は、このころ国民年金に加入したものと推認でき、申立人は、41年5月1日に厚生年金保険の被保険者となったため、同日に国民年金の被保険者資格を喪失後、申立人が所持する国民年金手帳において、付加保険料納付の申出を50年12月2日に行ったことが記載されていることから、この日に国民年金に再加入したものと考えられる。この時点で、当該期間の保険料は過年度納付が可能であり、申立人の特殊台帳の昭和49年度の摘要欄には、申立人からの申出により発行されたものとみられる「納付書」の押印が有ることが確認できることから、申立人は、この納付書により当該期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

また、申立期間のうち、昭和50年4月から同年9月までについて、申立人が国民年金に再加入した上記の時点で、当該期間の国民年金保険料につ

いては、現年度納付が可能であり、国民年金に再加入しながら現年度保険料を納付しなかった事情も見当たらないことから、当該期間の保険料については、納付されたものとみても不自然ではない。

一方、申立期間のうち、昭和45年1月から49年3月までについて、申立人は、国民年金保険料を納付書により納付したとしているが、A市における当時の保険料収納は、印紙検認方式であったことが確認でき、申立内容とは符合しない上、申立人が国民年金に再加入した上記の時点までは、当該期間は国民年金の未加入期間であり、申立人は、当該期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人夫婦が当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月から50年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月から50年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月から50年9月まで

私は、昭和40年に夫と一緒に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付した。その後、夫が41年から勤めた会社を45年に辞めてからも、夫が自分の保険料と一緒に納付書で納付してくれたはずである。申立期間が未納となっていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和49年4月から50年3月までについて、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、40年11月に夫婦連番で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人夫婦は、このころ国民年金に加入したものと推認でき、申立人は、その夫が41年5月1日に厚生年金保険の被保険者となったため、同日に国民年金の被保険者資格を喪失後、申立人が所持する国民年金手帳において、付加保険料納付の申出を50年12月2日に行ったことが記載されていることから、この日に国民年金に再加入したものと考えられる。この時点で、当該期間の保険料は過年度納付が可能であり、申立人の夫の特殊台帳の昭和49年度の摘要欄には、申立人からの申出により発行されたものとみられる「納付書」の押印が有ることが確認でき、当時の申立人夫婦の保険料納付状況が一致していることを踏まえると、申立人の夫が、当該期間の保険料と一緒に納付したものとみても不自然ではない。

また、申立期間のうち、昭和50年4月から同年9月までについて、申立

人が国民年金に再加入した上記の時点で、当該期間の国民年金保険料については、現年度納付が可能であり、国民年金に再加入しながら現年度保険料を納付しなかった事情も見当たらないことから、当該期間の保険料については、納付されたものとみても不自然ではない。

一方、申立期間のうち、昭和45年1月から49年3月までについて、申立人は、国民年金保険料を納付書により納付したとしているが、A市における当時の保険料収納は、印紙検認方式であったことが確認でき、申立内容とは符合しない上、申立人が国民年金に再加入した上記の時点までは、当該期間は国民年金の未加入期間であり、申立人は、当該期間の保険料を納付できなかつたものと考えられる。

また、申立人夫婦が当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月から50年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの期間及び42年5月から同年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで
② 昭和42年5月から同年10月まで

昭和36年ごろ、A町（現在は、B市C区）の役場で国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料については、夫婦一緒に納付した。申立期間②についても、保険料を納付したのに、未加入期間とされていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和36年5月に夫婦連番で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、このころ国民年金に加入したものと推認され、申立人の夫が47年7月1日に特例納付により、申立期間の保険料を納付したことが、特殊台帳及びA町の国民年金被保険者名簿により確認できる上、申立期間後の保険料の納付日は、同町が保管する被保険者名簿及び申立人とその夫の国民年金手帳の検認印の日付から、夫婦が同一日に保険料を納付していることが確認できることを踏まえると、申立期間の保険料についても納付されたものとみても不自然ではない。

また、申立期間②について、申立人は、厚生年金保険の被保険者となったことに伴い、国民年金の被保険者資格を昭和42年5月1日に喪失し、申立期間を含む同年5月から43年6月までの国民年金保険料が同年7月4

日に還付決定され、同年 11 月 19 日に還付されていることが特殊台帳及び還付整理簿により確認できる。しかし、申立人が厚生年金保険の被保険者となったのは、42 年 11 月 1 日であることがオンライン記録により確認でき、申立期間は国民年金の強制加入期間であり、保険料を還付する対象期間ではないことから、還付事務処理が適切に行われなかった可能性がうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで

昭和36年ごろに、母親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料も納付してくれていたはずである。申立期間が未納となっていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と比較的短期間であるとともに、申立人の国民年金保険料納付の前提となる国民年金手帳記号番号は、昭和36年8月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、このころ国民年金に加入したものと推認でき、この時点で、申立期間の保険料は現年度納付が可能である上、当時、厚生省（当時）の通達に基づき、市町村において過年度保険料を徴収することが可能であった時期でもあったことを踏まえると、申立人の母親が、申立期間についても保険料を納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA所B炭鉱における資格取得日は、昭和24年1月1日、資格喪失日は27年9月17日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間のうち、昭和24年1月から27年8月までの標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年1月1日から28年12月ごろまで

私は、A所B炭鉱に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者期間を照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間にA所に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C省D部の保管する「E国家試験台帳」(火薬係員)において、申立人の氏名及びB炭鉱の名称が確認できる上、上記D部F課は、「国家試験台帳において申立人の氏名及び炭鉱名が確認できることから、申立人がB炭鉱に勤務していたことは、ほぼ間違いない。」と回答している。

また、G県H部I課の保管するJ免状台帳において、申立人が、昭和24年4月18日に、J免状を取得していることが確認できる上、上記名簿に記載された申立人の住所は、当時申立人が住み込んでいたと供述しているA所B炭鉱の所在地となっていることが確認できる。これらのことから、申立人は当該事業所に同年4月に勤務していたことが認められる。

さらに、A所B炭鉱に係る厚生年金保険適用事業所台帳において、当該事業所が、少なくとも昭和23年8月1日以降は厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できる。

加えて、C省K局L部M課の保管する昭和27年7月1日現在の「N局（管内）鉱区一覧」において、B炭鉱の名称及び租鉱権者として、A所B炭鉱の事業主であるO氏の氏名が確認できるが、同名簿において同炭鉱の存続期間満了日は同年9月16日と記載されており、28年7月1日現在の上記鉱区一覧にB炭鉱及びO氏の氏名が確認できない。

上記について、C省K局L部M課は、「租鉱権は採掘権の存在するところに設定される権利であり、A所B炭鉱の事業主が租鉱権を保有していることをもって、同炭鉱が稼働していたと考えられる。」と供述していることから、A所B炭鉱は、少なくとも昭和27年9月16日までは稼働していたと推認できる。

一方、昭和28年*月にP社会保険出張所（当時）は火災により全焼しているが、P年金事務所に照会したところ、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿を除く資料はすべて焼失しており、同年2月に現存していた事業所については、健康保険及び厚生年金保険に関する記録はすべて復元されたが、同年2月に現存していなかった事業所については、回復できていない記録があると回答している。

また、A所B炭鉱に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿は現存しておらず、上記火災により焼失したものと推認でき、被保険者名簿の焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

さらに、申立人は、「昭和28年夏ごろに炭鉱が閉山し、半年ほど残務整理をして退職した。」と供述しているところ、上記の「N局（管内）鉱区一覧」において、A所B炭鉱は昭和27年9月16日まで稼働していたことを踏まえると、申立人は同日まで当該事業所に勤務していたものと認められる。

以上を踏まえて本件を見るに、申立人が申立期間のうち、昭和24年1月1日から27年9月16日までの期間について継続勤務したこと、事業主による保険料の控除が推認できること及び申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、事業主は、申立人が昭和24年1月1日に厚生年金保険の被保険者の資格を取得した旨の届出をP社会保険出張所に対し行ったと認めるのが相当であり、かつ、申立人のA所B炭鉱における厚生年金保険の被保険者の資格喪失日は27年9月17日とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、昭和24年1月から27年8月までの期間の標準報酬月額、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44

年法律第 78 号) 附則第 3 条の規定に準じ、1 万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和 27 年 9 月 17 日から 28 年 12 月までの間について、申立人は同年 12 月まで勤務したと主張しているが、A 所 B 炭鉱は、27 年 9 月 17 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていたと推認でき、A 所 B 炭鉱の事業主は所在不明であり、厚生年金保険料の控除を確認するための資料等は不明のため、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について、確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間のうち、昭和 27 年 9 月 17 日から 28 年 12 月までの間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間のうち、昭和 27 年 9 月 17 日から 28 年 12 月までの間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、事後訂正の結果 38 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 33 万 7,000 円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（38 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を 38 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額（33 万 7,000 円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 56 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 7 月 8 日

A事務所より申立期間において支給された賞与について、賞与支払届の賞与額に誤りがあることが分かった。当該事業所を代理人として、当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間における標準賞与額は、当初 33 万 7,000 円と記録されたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 22 年 3 月 13 日に 33 万 7,000 円から 38 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額（38 万円）ではなく、当初記録されていた標準賞与額（33 万 7,000 円）となっている。

しかしながら、当該事業所から提出された賞与の支給計算書から、申立人に平成 17 年 7 月 8 日に賞与が支給され、その主張する標準賞与額（38 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認

められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時に事務手続を誤って社会保険事務所（当時）に届け出たことを認めており、厚生年金保険法第 75 条本文の規定による保険料の徴収時効が成立した後である平成 22 年 3 月 13 日に申立てに係る賞与支払額の訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、事後訂正の結果 36 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 30 万 2,000 円とされているが、申立人は、申立期間について、当初記録されていた標準賞与額 (30 万 2,000 円) に基づく厚生年金保険料額より高い保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を 34 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準賞与額 (30 万 2,000 円) に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 7 月 8 日

A事務所より申立期間において支給された賞与について、賞与支払届の賞与額に誤りがあることが分かった。当該事業所を代理人として、当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間における標準賞与額は、当初 30 万 2,000 円と記録されたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 22 年 3 月 13 日に 30 万 2,000 円から 36 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額 (36 万円) ではなく、当初記録されていた標準賞与額 (30 万 2,000 円) となっている。

しかしながら、当該事業所から提出された賞与の支給計算書から、申立人に平成17年7月8日に賞与が支給され、当初記録されていた標準賞与額(30万2,000円)に基づく厚生年金保険料より高い保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づく記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる厚生年金保険料の額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であって、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、賞与支給計算書において確認できる厚生年金保険料控除額から、34万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時に事務手続を誤って社会保険事務所(当時)に届け出たことを認めており、厚生年金保険法第75条本文の規定による保険料の徴収時効が成立した後である平成22年3月13日に申立てに係る賞与支払額の訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、事後訂正の結果 17 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 15 万 1,000 円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（17 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を 17 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額（15 万 1,000 円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 57 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 7 月 8 日

A事務所より申立期間において支給された賞与について、賞与支払届の賞与額に誤りがあることが分かった。当該事業所を代理人として、当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間における標準賞与額は、当初 15 万 1,000 円と記録されたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 22 年 3 月 13 日に 15 万 1,000 円から 17 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額（17 万円）ではなく、当初記録されていた標準賞与額（15 万 1,000 円）となっている。

しかしながら、当該事業所から提出された賞与の支給計算書から、申立人

に平成 17 年 7 月 8 日に賞与が支給され、その主張する標準賞与額（17 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時に事務手続を誤って社会保険事務所（当時）に届け出たことを認めており、厚生年金保険法第 75 条本文の規定による保険料の徴収時効が成立した後である平成 22 年 3 月 13 日に申立てに係る賞与支払額の訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、事後訂正の結果 17 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 15 万 1,000 円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（17 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を 17 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額（15 万 1,000 円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 58 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 7 月 8 日

A事務所より申立期間において支給された賞与について、賞与支払届の賞与額に誤りがあることが分かった。当該事業所を代理人として、当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間における標準賞与額は、当初 15 万 1,000 円と記録されたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 22 年 3 月 13 日に 15 万 1,000 円から 17 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額（17 万円）ではなく、当初記録されていた標準賞与額（15 万 1,000 円）となっている。

しかしながら、当該事業所から提出された賞与の支給計算書から、申立人

に平成 17 年 7 月 8 日に賞与が支給され、その主張する標準賞与額（17 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時に事務手続を誤って社会保険事務所（当時）に届け出たことを認めており、厚生年金保険法第 75 条本文の規定による保険料の徴収時効が成立した後である平成 22 年 3 月 13 日に申立てに係る賞与支払額の訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を昭和47年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、同年5月から48年9月までは8万円、同年10月から51年9月までは11万円、同年10月から53年10月までは9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年5月1日から53年11月1日まで
A株式会社において、会社が厚生年金保険の適用事業所となる前から保険料を控除されていた。

厚生年金保険料の控除の記載のある給与明細書を同僚が所持しているので、厚生年金保険料の控除が始まった時から、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚が所持している給与明細書及び複数の同僚が「申立人は私と同じ建築板金職人であり、昭和47年5月から申立人も給与から厚生年金保険料を控除されていた。」と供述していることから判断して、申立人が申立期間においてA株式会社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と勤務実態等を同じくする同僚の記録から、昭和47年5月から48年9月までは8万円、同年10月から51年9月までは11万円、同年10月から53年10月までは9万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人の申立期間当時において適用事業所でありながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかった（現在のオンライン記録では、当該事業所の元同僚からの別件申立てについて既に当委員会で決定したあっせん案の報告による平成 20 年 12 月 18 日付け総務大臣の年金記録に係る苦情のあっせんに基づき、新規適用事業所となった日が昭和 47 年 5 月 1 日に訂正されている。）と認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①のA株式会社（現在は、B株式会社）における資格取得日は昭和42年3月18日、資格喪失日は同年8月31日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、2万6,000円とすることが必要である。

また、申立期間②のC株式会社（現在は、株式会社D）のE工場における資格取得日は昭和42年9月25日、資格喪失日は43年2月16日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、2万2,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年3月18日から同年8月31日まで
② 昭和42年9月25日から43年2月16日まで

申立期間①については、A株式会社のFゴルフ倶楽部でキャディとして勤務し、申立期間②については、C株式会社E工場において事務員として勤務したが、社会保険事務所（当時）へ照会したところ、厚生年金保険の被保険者記録が無いとの回答であった。調査の上、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、雇用保険の記録、当時の申立人の詳細な記憶及び元同僚が、「申立人が主張するA株式会社の状況は、当時の状況と一致しており、申立人が勤務していたことは間違いない。また、申立人の氏名と同姓

同名の者は他にいなかった。」と供述していることから、申立人が当該期間においてA株式会社に勤務していたことが認められる。

一方、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名と同姓同名かつ生年月日の誕生月が*月となっている、昭和42年3月18日から同年8月31日までの基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、上記未統合の被保険者記録は、申立人の記録であると考えられ、申立人が昭和42年3月18日に被保険者資格を取得し、同年8月31日に喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間①の標準報酬月額は、上記未統合の記録から、昭和42年3月から同年7月までは2万6,000円とすることが妥当である。

また、申立期間②については、雇用保険の記録、当時の申立人の詳細な記憶及び元同僚が、「申立期間当時、女性の事務補助者3人がいたうち1人が申立人であり、申立人と同じ名前の人にはいなかった。」と供述していることから、申立人が当該期間においてC株式会社E工場に勤務していたことが認められる。

一方、C株式会社E工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名と同姓同名かつ生年月日の誕生月が*月となっている、昭和42年9月25日から43年2月16日までの基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、上記未統合の被保険者記録は、申立人の記録であると考えられ、申立人が昭和42年9月25日に被保険者資格を取得し、43年2月16日に喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間②の標準報酬月額は、上記未統合の記録から、昭和42年9月から43年1月までは2万2,000円とすることが妥当である。

京都厚生年金 事案 1911

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和50年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年7月31日から同年8月1日まで

A株式会社に昭和50年4月5日に入社後、52年2月1日まで継続して勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていたが、50年7月(1か月)の厚生年金保険の被保険者期間が空白となっているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社C本社の回答及び同社C本社から提出された「賃金台帳及所得税源泉徴収簿」並びに複数の同僚の供述により、申立人がA株式会社に継続して勤務し(同社B支店から同社C本社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A株式会社C本社の回答及び同社C本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認できる申立期間当時の同僚は、「申立人は昭和50年4月5日に入社後、D県で研修を受け、同年8月1日からC本社で勤務した。」と供述していることから、申立人に係る同社B支店における資格喪失日を同社C本社における資格取得日と同日である昭和50年8月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記「賃金台帳及所得税源泉

徴収簿」の保険料控除額から、8万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A株式会社C本社の担当者が、「同社B支店における資格喪失の届出事務の誤りであったと思う。」と供述していること及び申立人のA株式会社B支店における資格喪失日が雇用保険の記録における離職日の翌日と同日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所（当時）の双方が誤って同じ資格喪失日と記録したとは考え難いことから、事業主が昭和50年7月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

京都厚生年金 事案 1912

第1 委員会の結論

申立人のA商店（後に、B株式会社）における資格喪失日は、昭和23年4月1日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和20年6月15日から23年4月1日まで

私は、昭和15年10月1日にA商店に入社し、20年3月の空襲によるC市D区Eの本店焼失後も、移転先のC市F区Gの仮店舗及び同社H営業所にて勤務していたが、ねんきん特別便に係る年金加入記録によると、厚生年金保険の被保険者期間は20年6月15日から23年4月1日までの記録が抜けている。当時の資料を確認の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA商店への入社から戦災時の状況やその後の事実経過に関する供述及び昭和40年5月発刊の社内広報誌記事における当時の元取締役及び元同僚の発言内容から、申立人が申立期間において、同社において継続して勤務していたものと認められる。

しかし、オンライン記録によると、申立人を含む当時の元取締役及び元同僚は昭和20年6月15日付けで厚生年金保険被保険者資格を喪失し、その後23年4月1日に再取得するまでの厚生年金保険被保険者記録が確認できない。

一方、日本年金機構I事務センターが提出した「J県郡市区管轄庁変遷表」において、申立期間当時のA商店の管轄庁が戦災により廃所になった旨の記

載が確認できることから、当該事業所の被保険者名簿については戦災によりすべて焼失したことがうかがわれ、同センターは、現存する被保険者名簿は年金記号番号が戦災による仮記号で始まることから、復元されたものであることが推認できる旨回答している。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないといふべきである。

以上を踏まえて本件を見るに、申立人が申立期間中に申立事業所に継続して勤務した事実及び申立てに係る厚生年金保険の記録は戦災により名簿が焼失した後に復元された可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和 23 年 4 月 1 日以降の加入期間は脱退手当金支給済期間として処理されていることから、同日に訂正することが妥当であると判断する。

また、申立期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和 44 年法律第 78 号）附則第 3 条の規定に準じ、1 万円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、被保険者名簿が紛失又は焼失等したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当な欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、以上の事情を考慮の上、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

京都厚生年金 事案 1913

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の財団法人AのBにおける資格喪失日に係る記録を平成元年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年3月31日から同年4月1日まで

私は、財団法人AのBに勤務していたが、平成元年4月1日付けで内部異動により、同財団Cに異動になった。ねんきん定期便を見ると、同年3月31日に資格喪失となって、同年3月の厚生年金保険の記録が無い。給与から厚生年金保険料を控除されていたので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、複数の同僚の供述及び財団法人Aの回答から判断すると、申立人が同財団に継続して勤務し（平成元年4月1日に同財団Bから同財団Cへ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、財団法人Aの回答によると、同財団Bの担当者が、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日を異動日と同日として届出誤りをしたとしていることから、資格喪失日を平成元年4月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の財団法人AのBにおける平成元年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、資格喪失日に係る届出誤りを認めていることから、事業主から社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失に係る届出が行われており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成元年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 2 月から平成 9 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 2 月から平成 9 年 2 月まで

昭和 48 年 2 月に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したため、同年 3 月、母親が私の国民年金の加入手続を A 区役所で行い、申立期間の国民年金保険料は、母親が自身の保険料と一緒に納付してくれていた。申立期間が未納とされていることには納得できないので、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 48 年 2 月に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したため、同年 3 月、申立人の母親が、国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を自身の保険料と一緒に納付してくれていたと主張している。

しかしながら、申立人が所持する年金手帳に付番されている国民年金手帳記号番号（*）は、同手帳記号番号払出簿では、昭和 58 年 3 月に別人に払い出されていることが確認でき、同手帳記号番号は、申立人に係る手帳記号番号としては管理されておらず、別人に係る手帳記号番号として管理されていることが、B 市が国民年金の加入状況、国民年金保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストからも確認でき、これはオンライン記録とも一致する上、国民年金の加入・納付記録は、氏名、性別、生年月日及び住所等で管理されていることを踏まえると、保険料を納付するために必要な納付書が、別人に係る同手帳記号番号により申立人に対し発行されるとは考え難く、申立人は申立期間の保険料を納付することはできなかつたものとみるのが相当である。

なお、上記のように、同一の国民年金手帳記号番号が付番されている年金

手帳が発行された原因としては、あらかじめ同手帳記号番号を押印した年金手帳を国民年金の加入手続を行う者に順次発行していたところ、既に厚生年金保険被保険者として年金手帳を所持する者に対しては、持参された年金手帳に国民年金手帳記号番号を押印することから、あらかじめ用意していた年金手帳は破棄すべきであったが、破棄されず申立人に対し発行されたものと推認される。

また、申立人の母親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年1月から平成3年12月までのうち24か月及び4年3月から5年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年1月から平成3年12月までのうち24か月
② 平成4年3月から5年7月まで

A市B区役所で10年前の国民年金保険料額により納付できる旨のポスターを見たので、申立期間①のうち2年分については、同区役所で年払いを2回行った。申立期間②については、当時勤務していた事業所で、給与から保険料が控除されていた。申立期間が未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①について、2年分の国民年金保険料をB区役所で納付し、申立期間②について、当時勤務していた事業所で、給与から保険料が控除されていたと主張している。

しかしながら、申立期間①及び②については、申立人が所持する年金手帳において「初めて被保険者となった日」が平成7年8月1日とされていることが確認でき、このことは、オンライン記録とも一致していることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立期間②については、申立人が当時勤務していた事業所に照会したところ、申立人の国民年金保険料が申立人の給与から控除されていたとの証言は得られない。

さらに、申立人又は事業主が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 8 月から同年 10 月までの期間、平成元年 1 月から同年 10 月までの期間及び 2 年 6 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 8 月から同年 10 月まで
② 平成元年 1 月から同年 10 月まで
③ 平成 2 年 6 月から同年 9 月まで

会社を退職後、今まで国民年金保険料を納付してきたので、納付をやめてはいけないと思い、何度か区役所の窓口でまとめて支払った記憶が有る。申立期間が未納となっていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職の都度、国民年金の再加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を区役所の窓口で納付したと主張している。

しかしながら、申立期間①、②及び③については、国民年金保険料を納付するためにはそれぞれの時点において国民年金の再加入手続が必要であるが、その形跡は見当たらない上、申立期間の被保険者資格は、申立人が平成 10 年 1 月 1 日付けで厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同日に国民年金に再加入したことに伴い、同年 1 月 29 日に追加処理されていることがオンライン記録により確認でき、このことは、申立人所持の年金手帳の「国民年金の記録（1）」が変更印で抹消され、「国民年金の記録（2）」を使用して申立期間に係る資格得喪日が記入されていること並びに 8 年 10 月及び同年 11 月の保険料が 10 年 2 月 9 日に過年度納付されていることとも符合し、この時点までは、申立期間は国民年金の未加入期間であり、保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、上記の国民年金被保険者資格が追加された時点では、申立期間①、②及び③は、既に時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年2月から12年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成10年2月から12年3月まで
平成10年*月ごろ学生であったので、国民年金保険料の免除申請手続を行った記憶が有るが、年金記録では免除期間となっていないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、平成10年*月ごろ学生であったので、国民年金保険料の免除申請手続を行ったはずであると主張している。

しかしながら、国民年金の加入状況、国民年金保険料の納付状況等を記録しているA市の国民年金収滞納リストにおいて、申立期間のうち、平成10年4月の保険料については、同年4月23日に納付されていることが確認できる上、申立期間について、免除された記録は見当たらず、これは、オンライン記録とも一致することから、申立期間については、免除されていなかったものとみるのが相当である。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年2月から59年3月までの期間及び62年4月から平成4年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年2月から59年3月まで
② 昭和62年4月から平成4年9月まで

私は、父親にお金を渡し、国民年金保険料を納付してもらっていた。申立期間の保険料が未納となっていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料については、申立人の父親にお金を渡し、納付してもらっていたと主張している。

しかしながら、申立期間①について、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和59年6月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、このころ国民年金に加入したものと推認され、A市が国民年金の加入状況、保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストでは、申立期間について申立人は登載されておらず、同市では申立人を国民年金の被保険者として管理していなかったものと考えられる。

また、申立人が国民年金に加入した上記の時点では、申立期間①の一部は既に時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには特例納付及び過年度納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではなく、さかのぼって納付したとの主張も無い。

さらに、申立期間②について、上記の国民年金収滞納リストでは、申立期

間直前の3年間分はOCR払込書により納付した記録が有り、申立期間については、同払込書が発行されているものの納付された記録は無い上、同払込書はコンピュータにより作成され、光学式文字読取機により納付記録として入力されることから、申立期間の保険料すべてが漏れるとは考え難い。

加えて、申立人の父親又は申立人夫婦が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 1873

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 4 月から平成 4 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月から平成 4 年 9 月まで
夫が義父にお金を渡し、私たち夫婦の国民年金保険料を納付してもらっていた。申立期間の保険料が未納となっていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料については、申立人の夫が義父にお金を渡し、申立人の夫の分と併せて納付してもらっていたと主張している。

しかしながら、A市が国民年金の加入状況、保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストでは、申立期間直前の2年間分はOCR払込書により納付した記録が有り、申立期間については、同払込書が発行されているものの納付された記録は無い上、同払込書はコンピュータにより作成され、光学式文字読取機により納付記録として入力されることから、申立期間の保険料すべてが漏れるとは考え難い。

また、申立人の義父又は申立人夫婦が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年3月から48年3月までの期間及び平成12年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年3月から48年3月まで
② 平成12年6月

私は、昭和47年3月、勤務先を退職し、A市ですぐに国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を納付したはずであり、申立期間①が未納となっていることには納得できない。申立期間②については、未加入期間とされていることには納得できないので、調査してほしい。なお、所持する国民年金手帳にも資格取得日は「昭和47年3月10日」と記載されている。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年3月、勤務先を退職し、A市ですぐに国民年金に加入し、申立期間①の国民年金保険料を納付したと主張している。

しかしながら、申立期間①について、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号(*)は、A市において、昭和48年7月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認でき、同市の国民年金被保険者名簿の「48.6.28適用」との記載は、申立人が所持している国民年金手帳の発行日とも一致することから、申立人は、この日に国民年金の加入手続を行ったものと推認され、申立内容と符合しない上、同市が保管している国民年金被保険者名簿では保険料は未納とされていることが確認できることから、申立期間の保険料を納付するには、過年度納付によることとなるが、さかのぼって納付したとの主張は無い。

また、申立人には、別の国民年金手帳記号番号(*)が、昭和38年11月にB区で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できるが、

申立人は、40年7月1日に厚生年金保険の被保険者となったことに伴い、国民年金の被保険者資格を喪失し、その後、相手帳記号番号で国民年金に再加入した形跡は見当たらないことから、相手帳記号番号では申立期間①の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

なお、申立人は、申立期間①の国民年金保険料を納付した根拠として、所持している国民年金手帳に記載された国民年金被保険者の資格取得日が、昭和47年3月10日であることを挙げているが、資格取得日は保険料納付の事実を示すものではなく、この日が国民年金被保険者の資格を取得した日であることを示すものである。

さらに、申立期間②について、申立人は、平成8年7月4日に厚生年金保険の被保険者となったことに伴い、国民年金の被保険者資格を喪失していることがA市の電算記録により確認でき、その後、14年11月4日にC市において第1号被保険者資格を取得するまで、申立人が国民年金に再加入した形跡は見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年8月、同年9月、53年9月、56年5月及び同年6月の国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年8月及び同年9月
② 昭和53年9月
③ 昭和56年5月
④ 昭和56年6月

申立期間の国民年金保険料については還付されたこととされているが、私は、還付金を受け取った覚えは無い。申立期間①及び②については、保険料の領収書や領収証書も所持しており、納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が所持している昭和52年度第2期分の国民年金保険料領収書により、申立期間の保険料については、昭和52年8月9日に納付していることが確認できるものの、申立人は、同年8月26日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことに伴い、同日に国民年金の被保険者資格を喪失していることが、特殊台帳及び申立人の所持する国民年金手帳の記載により確認できることから、申立期間は未加入期間である上、還付整理簿には、還付金額(4,400円)、還付事由(昭和52.8喪失)、還付決定日(52.12.24)及び還付金支払日(53.1.26)と記載されており、このことは、特殊台帳の記載からも確認でき、申立期間の保険料が還付されていることに不自然さはない。

また、申立期間②について、申立人が所持している領収証書により、申立期間の国民年金保険料については、昭和54年8月28日に納付していること

が確認できるものの、申立人は、国民年金の被保険者資格を喪失した上記の52年8月26日以後、国民年金に再加入したのは53年10月13日であることが、特殊台帳及び申立人の所持する国民年金手帳の記載により確認できることから、申立期間は未加入期間である上、還付整理簿には、還付金額(2,730円)、還付事由(昭和52.8.26喪失)、還付決定日(54.10.9)及び還付金支払日(54.11.12)と記載されており、このことは、特殊台帳の記載からも確認でき、申立期間の保険料が還付されていることに不自然さはない。

さらに、申立期間③について、申立人は、申立期間の国民年金保険料を現年度納付していることが、特殊台帳及びA市が保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストにより確認できるものの、申立人は、昭和56年5月6日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことに伴い、同日に国民年金の被保険者資格を喪失していることが、オンライン記録により確認できることから、申立期間は未加入期間である上、オンライン記録には、申立期間の保険料の還付について、還付金額(4,500円)、還付決議(平7.10.26)、送金通知書作成年月日(平7.11.10)及び振込金融機関(Bシンキン C)と記載されていることに加え、B信用金庫が保管する普通預金移動月報において、社会保険事務所(当時)が同金庫の申立人の口座へ平成7年11月13日付けで4,500円を振り込んでいることが確認でき、申立期間の保険料が還付されていることに不自然さはない。

加えて、申立期間④について、申立人は、申立期間の国民年金保険料を現年度納付していることが、特殊台帳及びA市の国民年金収滞納リストにより確認できるものの、申立人は、昭和56年5月6日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことに伴い、同日に国民年金の被保険者資格を喪失していることが、オンライン記録により確認できることから、申立期間は未加入期間である上、還付整理簿には、還付金額(4,500円)、還付事由(昭和56.6.1喪失)、還付決定日(56.10.2)及び還付金支払日(56.10.16)と記載されており、このことは、特殊台帳の記載からも確認でき、申立期間の保険料が還付されていることに不自然さはない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から51年10月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から51年10月まで

社会保険事務所(当時)の「ねんきん特別便にかかる年金加入記録の照会について」の回答では、申立期間の国民年金保険料については既に還付済みとされているが、私は、郵便局で保険料を納付した領収証書も所持している。申立期間の保険料を還付された覚えが無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和49年4月から51年3月までについて、申立人の所持する納付書・領収証書により、当該期間の国民年金保険料は同年12月6日に納付されていることが確認できるものの、申立人は、国民年金被保険者資格を49年1月16日に喪失後、51年11月26日に任意の資格により被保険者資格を取得するまでの間、未加入期間であることが特殊台帳及び申立人所持の年金手帳により確認でき、還付整理簿には、還付金額(24,600円)、還付事由(喪失期間中納付)、還付決定日(52.1.24)、還付金支払日(52.1.31)と記載されており、このことは特殊台帳の記載からも確認でき、当該期間の保険料が還付されていることに不自然さはない。

また、申立期間のうち、昭和51年4月から同年10月までについては、A市が国民年金の加入状況、国民年金保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストにより、当該期間の保険料が納付されていることが確認できるものの、上記のとおり、当該期間は未加入期間であり、還付整理簿には、還付金額(9,800円)、還付事由(喪失期間中納付)、還付決定日(52.7.20)、還付金支払日(52.9.21)と記載されており、このことは特殊台帳の記載及

び上記の国民年金収滞納リストに当該期間の各月欄に喪失を示す「ソ」及び最新の取得日として「51. 11. 26」と記載されていることから確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

京都厚生年金 事案 1914

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 1 月 15 日から 52 年 12 月 1 日まで

私は、昭和 39 年 1 月 10 日から 52 年 12 月 1 日まで A 商店に継続して勤務していたのに、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険被保険者記録を照会したところ、42 年 1 月 15 日から 52 年 12 月 1 日までの被保険者記録が無いとの回答であったので、再調査の上、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述により、期間の特定はできないものの、申立人が A 商店に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間当時の事業所関係者は、「当該事業所は昭和 59 年 1 月に閉鎖し、当時の事業主も既に亡くなっていることから、何も分からない。」と回答しており、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、上記の同僚に照会したが、申立人の給与からの保険料控除について確認できる供述を得ることはできなかった。

さらに、A 商店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は昭和 42 年 1 月 15 日に資格を喪失した後、同年 2 月に健康保険の被保険者証を返納した記録が確認できる。

加えて、申立人は昭和 42 年当時の給与額 30 万円に係る厚生年金保険料 8,250 円を毎月控除されていたと主張しているが、同年 1 月当時の標準報酬月額の上限は 6 万円、上限額に相当する保険料額は 1,650 円であり、申

立人の主張とは整合していない。

また、オンライン記録から、申立人は申立期間のうち、昭和 42 年 1 月 15 日から 44 年 3 月 10 日まで国民年金に加入しており、42 年 1 月分から 43 年 12 月分まで国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

京都厚生年金 事案 1915

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 6 月 1 日から 35 年 12 月 5 日まで
私は、A株式会社（現在は、B株式会社）に、昭和 35 年 12 月まで勤務したが、厚生年金保険の加入記録では、29 年 6 月 1 日に資格喪失しているので、加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社における元同僚の回答から、申立人が、申立期間のうち、一部の期間において同事業所で勤務していた可能性はある。

しかし、A株式会社に照会を行ったところ、同事業所は、申立期間当時の事業主は既に亡くなっており、資料も保管していないため、申立期間における申立人の勤務実態及び保険料控除の有無については不明である旨の回答をしている。

また、申立期間当時、A株式会社で勤務していた元同僚に対し照会を行ったところ、申立人のことを記憶している者はいたものの、申立期間において、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことについて確認できる供述を得ることはできない。

さらに、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人については健康保険法第 55 条に基づく被保険者資格喪失後の継続療養を申請した旨の記載があることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

京都厚生年金 事案 1916 (事案 337 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 1 月 1 日から 59 年 12 月 31 日まで

A株式会社には厚生年金保険に加入することを条件に転職したにもかかわらず、当該事業所に勤務していた期間の被保険者記録が無いのは納得がいかない。申立期間に当該事業所に勤務していたことは間違いないので、申立期間に厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は、同僚の供述から申立人の勤務した期間は特定できないもののA株式会社に勤務していたことは推認できるが、当該事業所は破産し、申立期間当時の事業主も既に亡くなっており、申立てに係る事実を確認できる関連資料や周辺事情が見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 11 月 28 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の申立てにおいて、新たな資料等を提出しておらず、申立期間については、昭和 54 年 1 月 1 日から 59 年 12 月 31 日までに変更している。

そこで、今回の申立てについて、前回の調査に加えて新たに連絡の取れた申立期間当時の総務責任者に照会したところ、「申立人はアルバイトと思われ、申立人の厚生年金保険の加入手続を行った覚えは無い。」と回答している。

また、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に、申立人の氏名は記載されておらず、その間の健康保険番号も

連続しているため、申立人の厚生年金保険の加入記録が欠落したとは考え難い。

さらに、申立人が新たな供述が得られると主張している同僚に照会したが、申立人の正確な在籍期間等に関する情報は得られず、申立期間における申立人の勤務実態及び給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認するための供述を得ることはできない。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

京都厚生年金 事案 1917

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月 1 日から 49 年 3 月 31 日まで
私は、大学生のころから株式会社A（現在は、株式会社B）に勤務し、大学を卒業した昭和 48 年 4 月から現在まで勤務している。厚生年金保険の記録を見ると、49 年 4 月 1 日に資格取得となっているので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Bが所持する株主総会の役員に係る資料に、「昭和 48 年 4 月当社入社」と記載があること及び当時の事務担当者の供述から、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所は、「本社を移転した際に、申立期間当時の賃金台帳・人事記録等の関係資料を処分したため、当時の届出及び保険料控除については不明である。」と回答しており、当時の事務担当者は、「社会保険の手続については覚えていない。」と回答していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

また、申立人が所持している年金手帳の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿から、当該事業所において昭和 49 年 4 月 1 日資格取得し、同年 6 月 18 日に払い出されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

京都厚生年金 事案 1918

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 7 月 1 日から 12 年 2 月 1 日まで

申立期間についてはA株式会社（現在は、株式会社B）内の株式会社Cに勤務し、給与は固定給 25 万円に歩合給が加算される条件で働いていた。標準報酬月額が 15 万円とされているのはおかしいので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の給与は固定給 25 万円に歩合給が加算される条件であったので、標準報酬月額が 15 万円とされていることには納得できないと主張している。

しかしながら、株式会社Bが保管する「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」に記載されている申立人の標準報酬月額はいずれも 15 万円であることが確認でき、これはオンライン記録と一致する。

また、株式会社Bは、「当時の賃金台帳が残っていないため、申立人の給与から控除していた厚生年金保険料額は確認できないが、記録どおりの標準報酬月額に基づく保険料を控除していたと思う。」と供述しており、申立期間について、事業主が届け出た標準報酬月額に相当する厚生年金保険料よりも高額な保険料が給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び供述を得ることはできない。

さらに、オンライン記録から、株式会社Bにおいて申立期間中に被保険

者記録が確認できる同僚 82 人のうち、申立人が同僚として名前を挙げている 1 人を含む 15 人については、被保険者期間を通じて標準報酬月額が 15 万円のままとなっていることが確認できる。

このほか、申立期間について申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

京都厚生年金 事案 1919

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年3月20日から36年2月1日まで
脱退手当金の支給決定当時は、仕事も順調で生活も安定しており、脱退手当金という制度を知らなかった。脱退手当金を受給した覚えは無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金の支給を裏付ける申立人の脱退手当金裁定請求書には、「受付 36. 4. 7」、「現金支払済 36. 7. 19」の押印が有り、同裁定請求書の裏面には、社会保険事務所（当時）の窓口で、昭和36年7月19日に申立人の夫が脱退手当金を受領した旨の署名及び押印が確認できる上、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金支給額の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことを意味する「回答済 36. 5. 10」の記載が確認できる。

また、申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」表示が有るとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえず、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人には、申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている別事業所での厚生年金保険被保険者期間が有るが、未請求の被保険者期間と申立期間である被保険者期間とは別番号で管理されており、当時、請求

者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存在することに不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

京都厚生年金 事案 1920

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 1 月 5 日から 47 年 9 月 1 日まで
私は、「ねんきん特別便」により、申立期間が脱退手当金の支給済期間となっていることを知ったが、脱退手当金を受給した記憶が無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金の支給を裏付ける申立人の脱退手当金裁定請求書には、「受付 47.12.9 A社会保険事務所」、「47.12.27 小切手交付済」の押印が有るとともに、「振込希望金融機関店舗名」の欄には、B銀行C支店、口座番号及び申立人の氏名が記載されていることが確認できる。

また、申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」表示が有るとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和47年12月27日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいくつかあっても、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。